

令和4年6月21日

平塚市長 落合 克宏

平塚市の使用料の収納に係る事務を、次のとおり私人に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、お知らせします。

記

- 1 収納に係る事務内容  
平塚市営プール条例（昭和27年条例第17号）第6条に規定する、湘南海岸公園プールにおける使用料収納事務
- 2 受託者の所在地及び名称  
所在地 平塚市真田四丁目39番38号  
名称 東海体育指導株式会社 代表取締役 西久保 好生
- 3 委託期間  
令和4年6月21日から令和4年8月23日まで

以上